

京都第一赤十字病院群臨床研修規程

（目的）

第1条 京都第一赤十字病院を管理型病院とし、宇治黄檗病院（精神科）を協力型病院とし、第9条の施設を研修協力施設とし、臨床研修を適切にかつ円滑に行うことを目的とする。

（研修医の資格等）

第2条 臨床研修を行うことができる者は、医師法の規定による医師の免許を取得した者とする。

第3条 臨床研修医は、別に定める募集要項及び選考方法により、応募者の中から京都第一赤十字病院群臨床研修管理委員会が採用を決定する。

第4条 臨床研修医の身分は、京都第一赤十字病院臨床研修員（囑託職員）とする。

第5条 宇治黄檗病院における精神科研修期間中は、出向扱いとし医療法上の所属は宇治黄檗病院とする。

第6条 臨床研修医の勤務時間は、病院職員の勤務時間・休暇に準ずる。この場合において、臨床研修医に対しては、研修カリキュラムによって宿日直を命ずることができる。

第7条 臨床研修医の報酬は、月額で支給する。

（研修医の研修期間）

第8条 臨床研修医の研修期間は、2年間とする。

（研修協力施設）

第9条 当研修病院群には、臨床研修の目的にかなう以下の研修協力施設を置く。京都市保健所、東山医師会所属診療所、社会福祉法人洛東園、薬師山病院、京都府赤十字血液センター、京都市（東山）消防署。

（研修管理委員会）

第10条 京都第一赤十字病院群研修管理委員会を京都第一赤十字

病院に設置する。

1. 研修管理委員会は、研修プログラム責任者、管理型病院施設長、協力型病院研修実施責任者、研修協力施設研修実施責任者、管理型病院事務部長、同職員課長等で構成される。
2. 研修管理委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。委員長は京都第一赤十字病院院長をもってあて、副委員長は宇治黄檗病院研修責任者及びプログラム委員長をあてる。
3. 研修管理委員会には、事務局及びプログラム委員会を置く。
4. 研修管理委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 研修プログラムの全体的な管理(研修プログラムの作成方針の決定、各研修プログラムの相互調整等)
 - (2) 研修医の全体的な管理(研修医の募集、他施設への出向、研修医の研修継続の可否、研修医の処遇、研修医の健康管理)
 - (3) 研修医の研修状況の評価(研修目標の達成状況の評価、臨床研修終了時及び中断時の評価)
 - (4) 採用時における研修希望者の評価
 - (5) 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援を行う。
5. プログラム委員会は、研修プログラムの作成及び改定を行う。プログラム委員は、研修管理委員会委員長が指名する。
6. 事務局は、京都第一赤十字病院職員課に置き、研修医の全体的管理を行う。

(プログラム責任者)

第11条 研修委員会にプログラム各コースに1名のプログラム責任者を置く。プログラム責任者は、京都第一赤十字病院に所属し、当該コースの研修医、指導医の責任者として、円滑な臨床研修を統括する。

(担任指導医グループ)

第12条 医療推進研修財団の臨床指導医講習会を受講した指導医を中心に、担任指導医グループを形成し、1名が3名程度を2

年間継続して受け持ち、きめ細かな指導にあたる。

(指導医)

第13条 指導医は、研修病院において直接を指導する医師である。

- (1) 指導医は、研修プログラムに基づき当該科目を研修医に直接指導する医師である。
- (2) 指導医は、担任指導医グループ及びプログラム責任者と協議しつつ研修医を指導する。
- (3) 指導医は、原則として7年以上の臨床経験を有し、研修管理委員会が適切と認めた医師がこれにあたる。

(臨床研修の評価)

第14条 研修の評価は、以下の各時点において行う。

- (1) 研修期間ごとに研修医の自己評価に加え、指導医が担任指導医グループ及びプログラム責任者と協議して行う、この際受け持ち患者や、他の医療スタッフの意見も参考にして行う。
- (2) 基本研修終了時点でプログラム責任者は、担当指導医と協議のうえ、研修医に履修が不十分な基本研修科目がある場合は、当該科目について再度研修を行うこととし、選択科目の研修時間をこれにあてる。
- (3) 全研修期間終了時点で、プログラム責任者は担任指導医グループ及び指導医と協議のうえ、最終的な総合評価を行う。

(基本研修)

第15条 基本研修は以下の通りを行う。

- (1) 基本研修科目は内科（緩和医療、リハビリを含む）、外科、救急、麻酔とし、その期間は内科6か月、外科、救急、麻酔は合計6か月とする。
- (2) 必修研修科目は小児科、産婦人科、精神科、地域医療とし、研修期間選択するコースにより1~2か月とする。

(選択研修)

第 16 条 研修医は、次の 7 コースから定員の範囲内で研修コースの選択ができるが、研修途中でコースの変更はできない。
なお各コースの研修詳細は別に示す。

- | | |
|------------------|----------|
| (A) 総合診療・内科コース | (定員 8 名) |
| (B) 総合診療・外科コース | (募集なし) |
| (C) 総合診療・救急コース | (募集なし) |
| (D) 小児・成育医療コース | (定員 3 名) |
| (E) 感覚器・運動器コース | (定員 2 名) |
| (F) 総合診療・地域医療コース | (定員 2 名) |
| (G) 総合診療・外科コース | (定員 5 名) |

(臨床研修修了証明書の交付)

第 17 条 研修管理委員会は、臨床研修を修了した者に対して最終判断に基づき、臨床研修修了証を交付する。

(待遇)

第 18 条 研修医の給与等は別に定める。

(災害補償)

第 19 条 研修医の公務上の災害に対する補償については、労働災害補償保険法の規定するところによる。

(社会保険)

第 20 条 研修医は、政府管掌健康保険、厚生年金保険、日本赤十字社厚生年金基金、雇用保険の被保険者とする。

(その他)

第 21 条 本規定の変更又は本規定に定めのない事項については、研修管理委員会の審議・検討を経て決定するものとする。

附則

- 1 本規程は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。